

工事検査のすすめ方

平成25年6月

大洲市

目 次

○工事検査の概要	1
○工事検査の流れ	1
○検査の立会	2
○検査の方法	2~4
○工事履行成績の付与数値	6
○工事検査フロー（完成検査）	7
○別表 1 実施状況の検査留意事項	8~11
○中間検査について	12~13
○工事検査技術マニュアル	14~16

工事検査の概要

工事検査の目的

検査は、地方自治法第 234 条 2 の規定により「契約履行の確保又は給付の完了を確認する」ために行う。

工事検査は、工事の実施状況、工事の出来形・品質・出来栄えについて調査検測し、工事請負契約書並びに設計図書（設計書、図面、愛媛県土木共通仕様書、大洲市発注工事共通仕様書、現場説明書に対する質問回答書）と照合して、工事の適否を判定・評価し、公共工事の適正かつ効率的な施工を期するとともに、受注者の技術向上を図る。

1. 工事検査の流れ

- (1) 工事完成等（完成届は工期内の平日提出が原則）
- (2) 完成届（既成部分検査請求書）及び必要書類（検査書類）の提出。
 - ・大洲市工事請負契約約款第 31 条（検査及び引き渡し）
 - ・大洲市工事請負契約約款第 37 条（部分払い）
 - ・完成届提出後 14 日以内（届出日を含む）の検査

完成日と同日付けの完成届（平日の場合）→同日の受付→14 日以内の検査

- (3) 監督員による現地調査【出来高の調査】
 - ・大洲市工事検査規程第 9 条第 1 項
- (4) 出来形調書の作成【調査の結果、完成と認められた場合に作成】
 - ・大洲市工事検査規程第 9 条第 1 項 現地調査により適当と認めたとき。
【工事発注担当課での成績評価は完成確認時に行う。
☛担当係長・担当課評定者】

- (5) 検査依頼
 - ・工事（業務）検査依頼書・・・H23.5.10 通知により行う。
 - ・大洲市工事検査規程第 4 条

- (6) 完成検査（既成部分検査）
 - ・大洲市工事検査規程第 11 条、第 17 条

- (7) 工事完成検査済証（既成部分検査確認書）の交付
 - ・大洲市工事検査規程第 12 条、第 17 条第 3 項

- (8) 工事代金の請求
 - ・大洲市工事請負契約約款第 32 条第 1 項、第 37 条第 5 項

- (9) 請負代金の支払い
 - ・大洲市工事請負契約約款第 32 条第 1 項、第 37 条第 5 項

2.検査の立会（規程第8条）

市職員：当該検査に係る工事の監督員。

係長以上の職にあるもの。

【やむを得ない場合は事前に検査官（員）との協議を行う】

受注者：受注者又は（or）現場代理人及び（+）主任技術者、監理技術者

及び（+）専門技術者

3.検査の方法

工事検査は、工事の実施状況、出来形、品質及び出来栄えについて、工事請負契約書並びに設計書、図面、愛媛県土木共通仕様書、大洲市発注工事共通仕様書等（各課特記仕様書含む）と現状のまま実地において照合して行う。ただし、外部から確認しがたい部分又は外形で判断しがたい物の検査については、軽微な破壊試験や管理試験資料により行う。

（1）実施状況の検査（大洲市建設工事検査基準第5条）

実施状況の検査は、契約書、共通仕様書に規定されている事項及び施工計画書の記述が適正に履行されているかどうかを、工程管理、安全管理及び工事管理状況に関する各種の記録（写真・ビデオによる記録含む。）と契約図書を対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行う。

（2）出来形の検査・・・基準第6条

出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書を対比し、別表第2に基づき行う。ただし外部からの観察、出来形図、写真等により適否を判断できない時は、必要に応じ破壊して検査を行う。

（3）品質の検査・・・基準第7条

品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第3に基づき行う。外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により適否を判断できない時は、必要に応じ破壊して検査を行う。

- ・建設研究所が産業技術研究所建設技術センターとなり、試験業務を廃止している。
- ・材料試験は、工事を所掌する担当部長、担当課長が承認した試験機関で行う。
- ・日本工業規格、（社）土木学会等で定められた方法において行い、監督員の立会は不要となっている。

(4) 出来栄えの検査・・・基準第 8 条

- ・出来栄えの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けの程度及び全般的な外観については目視、観察により行う。

(5) 検査の基準・・・基準第 9 条

- ・規格値は、愛媛県土木工事施工管理基準による。

(6) 現地検査の検査準備

○検査道具

①検査道具

カメラ、黒板、測量器具、検査道具、（ピンポール、勾配器、水平器等）つるはし、スコップ、ハンマー等

②基準点（BM）、IP杭、中心杭の設置及び測点、出来形数値の明示。

③必要な箇所には、梯子、足場、安全带、安全ロープ、救命胴衣等を事前に用意

④海上工事では、必要に応じ作業船、箱メガネ、レッド等の用意

⑤書類確認のための机、台等

○検査体制

①検査に必要な作業員の作業分担を決めておく。

②検査の作業員は必要最小限の人数とし、必要以上の作業員を配置しないこと。

③危険を伴う箇所では、安全带を使用して慎重に作業すること。また、検査写真は、検査の合否を決定するものではないので、危険を冒してまで撮影する必要は無い。

④黒板等には予め検査種別、工事番号、工事名を記入しておくこと。また、降雨時には、画用紙や油性ペンを使用するなど工夫すること。

○書類検査

①完成図書は、施工管理資料一覧表の順序でまとめインデックスを貼り付ける。

②チェックリストにより必要書類の確認を行うこと。

③写真細部の補足説明が必要な箇所は備考欄に記入。

(7) 工事成績評定

評定は、1 件の当初設計金額が 130 万円超（契約係入札分）の工事について、大洲市工事検査規程第 4 条の規定により検査者に命じられた工事検査官（員）、委託検査員、工事担当課長又は工事担当課長が指名した職員、担当係長及び監督員が評定者ごとに適正かつ公正に行うものとする。

ただし、構造物撤去工事、当初設計金額 500 万円未満の営繕工事（建築構造物内で行う、電気、管、防水、塗装業等を含む。）については、工事成績評定外とする。

(8) 指示・・・規程 13 条

検査者は完成検査の結果に基づき、「工事の目的物に影響を与えない事項」のうち工事の受注者が行う必要があると認められる軽易な事項について関係者に必要な指示を与えることができる。

(9) 修補工事・・・規程 14 条

工事担当課は工事目的物が設計図書に不適合で修補工事が必要な場合、修補工事請求書に修補工事設計書を添付して、修補工事を請求しなければならない。

参考

大洲市工事検査規程第 7 条 1 項、軽微な破壊検査（外観で判定しがたいもの）

- ① 擁壁等ののり長または根入の確認☛掘削またはせん孔
- ② 舗装における厚さ及び品質確認☛コアの抜き取り又は掘削
- ③ 裏込材、胴込めコンクリート、築石等の厚さ及び控長の確認☛抜取、掘削、せん孔
- ④ コンクリートの強度・配合、打設・養生の状況確認☛掘削、せん孔、コア抜き取り

大洲市工事検査規程第7条2項、大洲市工事検査基準第7条、8条、破壊検査による確認。

- ① 監督員の検査を受けて使用すべきと指定された材料について、検査を受けないで使用、又は不合格の材料を使用したと認められる場合。
- ② 監督員の立会を受けて調合若しくは施工すべきと指定された材料で立会を受けずに使用した場合。
- ③ 見本又は工事中写真等の記録を整備すべきと指定された材料又は施工について、記録を整備しないで行った場合。
- ④ その他設計図書に適合しないと客観的に認められる場合。

別表第2（第5条関係）大洲市建設工事等競争入札参加者資格審査要綱

審査事項

主観的審査基準

A 工事履行成績の付与数値

工事履行成績	付与数値
60点未満	-50点
60点～62点	-30点
63点～64点	-10点
65点～69点	0点
70点～72点	20点
73点～74点	40点
75点～77点	60点
78点～79点	80点
80点以上	100点

- (ア) 前年度の工事成績の平均点数に基づき付与数値を定めるものとする。
 (イ) 前年度工事請負代金総額500万円未満のものについては、付与数値より2分の1を減ずるものとする。

B 契約実績の付与数値

1年間の平均契約実績	付与数値
0	0点
1,000万円未満	3点
1,000万円以上3,000万円未満	5点
3,000万円以上	10点

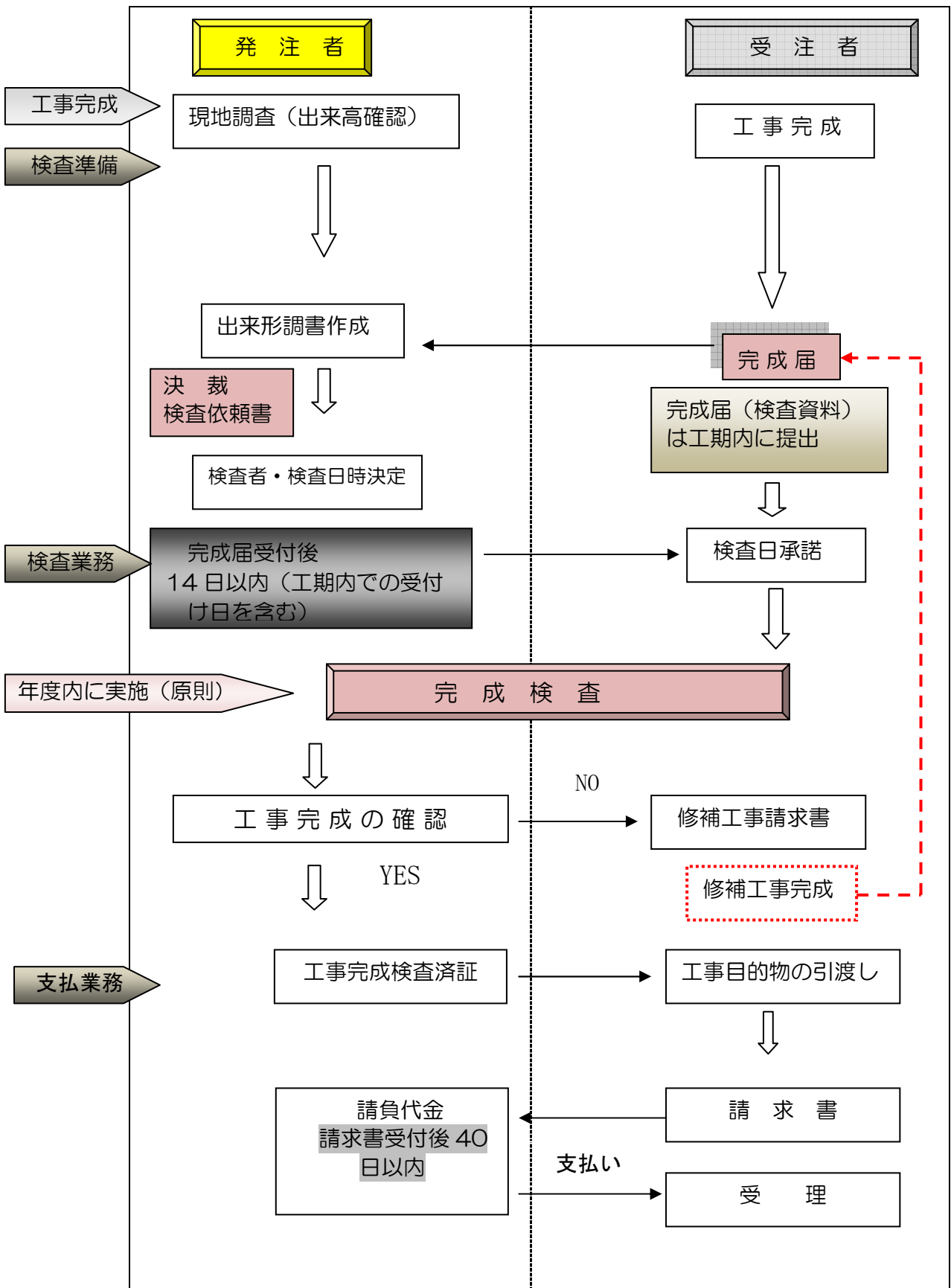
原則として過去3年間の工事契約実績に基づき、1年間の平均契約実績に対し付与数値を定めるものとする。

別表第3（第7条関係）

等級別 詳細は建設工事発注標準書で毎年定める。

職種別	区分	等級	決定数値	工事1件ごとの設計工費
土木		A		全工事
		B		3,000万円未満
		C		500万円未満
建築		A		全工事
		B		5,000万円未満
水道		A		全工事
		B		3,000万円未満
		C		500万円未満
その他 専門工事		A		全工事
		B		2,000万円未満
		C		500万円未満

工事検査フロー（完成検査）



別表第1 実施状況の検査留意事項

項目	関係書類	内 容
契約書等の履行状況	契約書、仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況、その他契約書等の履行状況
工事施工状況	施工計画書、工事に関する協議録等	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
工程管理	実施工程表、工事に関する協議録等	工程管理状況及び進ちょく内容
安全管理	契約図書、工事に関する協議録等	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況

別表第2 出来形寸法検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度		
共通	一般施工	共通的工種	矢板工	基準高、変位、根入長、延長	250枚につき1箇所以上（ただし、施工延長250枚以下の場合は、2箇所以上）
			法枠工 吹付工 植生工	厚さ、法長、間隔、幅、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は、2箇所以上）
		基礎工	基準高、根入長、偏心量	1基又は1目地間隔当たり1箇所以上	
		石・ブロック積（張）工	基準高、法長、厚さ、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は、2箇所以上）	
		一般舗装工	路盤工	基準高、幅、厚さ	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は、2箇所以上） 厚さは、1kmにつき1箇所以上
			舗装工	基準高、幅、厚さ、横断勾配、平坦性	基準高、幅及び横断勾配は、200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は、2箇所以上） 厚さは、施工面積10,000m ² につき1箇所以上コアーにより検査（ただし、施工面積10,000m ² 以下の場合は2箇所以上）
		地盤改良工	基準高、幅、厚さ、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は、2箇所以上）	
	土工	基準高、幅、法長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は、2箇所以上）		
	河川	築堤護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は、2箇所以上）	
		浚渫（川）	基準高、幅、深さ、延長		
樋門・樋管		基準高、幅、厚さ、高さ、延長	樋門・樋管、水門は本体部、呑口部につき構造図の寸法表示箇所の任意部分 函渠は同種構造物ごとに2箇所以上		
水門					
海岸	堤防護岸	基準高、幅、厚さ、	200mにつき1箇所以上（ただし、		

	突堤・人口岬	高さ、法長、延長	施工延長 200m以下の場合は、2箇所以上)
	海域堤防	基準高、幅、深さ、延長	
	浚渫（海）		
砂防	砂防ダム	基準高、幅、厚さ、延長	構造図の寸法表示箇所の任意箇所
	流路	基準高、幅、厚さ、高さ延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長 200m以下の場合は、2箇所以上）
	斜面对策	基準高、幅、厚さ、高さ延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長 100m以下の場合は、2箇所以上）
ダム	コンクリートダム	基準高、幅、ジョイント間隔、延長	5ジョイントにつき1箇所以上
	フィルダム	基準高、外側境界線	5測点につき1箇所以上
道路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長 100m以下の場合は、2箇所以上）
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、スパン長、変位	スパン長は、各スパンごと その他は、同種構造物ごとに1基以上につき構造図の寸法表示箇所の任意部分
	鋼橋上部	部材寸法、基準高、支間長、中心間距離、キャンバー	部材寸法は、主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は、5径間未満は2箇所以上、5径間以上は2径間につき1箇所以上
	コンクリート橋上部	部材寸法、基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー	部材寸法は、主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は、5径間未満は2箇所以上、5径間以上は2径間につき1箇所以上
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長	両杭口部を含めて、100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長 200m以下の場合は、両杭口部を含めて3箇所以上）
その他の構造物		工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する。
港湾	浚渫・床掘	区域内の水深（底面・法面）	50m（床掘 100m）につき1箇所以上（ただし、施工延長 50m（床掘 100m）以下の場合は、2箇所以上）
	地盤改良	延長、天端高、先端深度	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長 100m以下の場合は、2箇所以上）
	先堀防止・滑動抵抗用マット	重ね幅、延長	適宜
	捨石・均し	天端基準高、天端幅、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長 100m以下の場合は、2箇所以上）

	ケーソン工 コンクリートブロック 工	(製作)高さ、幅、長さ、壁 厚、底版厚さ、対角線 (据付)法線に対する出入、 目地間隔	1基につき1箇所以上	
	中詰工	天端高	適宜	
	上部コンクリート工	天端高、厚さ、天端幅、延 長、法線に対する出入	適宜	
	法履・波返工	基準高、波返し幅、高さ、厚 さ	100mにつき1箇所以上(ただし、 施工延長100m以下の場合は、2箇 所以上)	
	鋼杭、コンクリート杭	杭頭中心位置、杭天端高傾斜	5本につき1箇所以上(ただし、施 本数5本以下の場合は、2箇所以 上)	
	鋼矢板・鋼管矢板	延長、法線に対する出入り及 び傾斜、天端高	施工枚数250枚(鋼管矢板125 枚)につき1箇所以上(ただし、 250枚(鋼管矢板125枚)以下の 場合は、2箇所以上)	
緑地公園	植栽工	樹高、幹周、枝張(葉張)	適宜	
農業基盤	農用地造成	耕土掘り起こし	耕起深	1ha当たり1箇所の割合で測定
		テラス(階段 畑)	法勾配、幅、耕起幅、側溝 幅、側溝高さ	テラス延長1,000m当たりにつき1 箇所以上測定
		道路工(耕作 道)	幅、厚さ、側溝幅、側溝高さ	施工延長1,000m当たり1箇所測定
		土壌改良	pH測定	10ha当たり1箇所の割合で測定
		改良山成	基準高、法勾配	基準高は1ha当たり1箇所の割合 で測定、法勾配は1,000m ² 当り1 箇所以上の割合で測定
	ほ場整備	表土扱い	厚さ	1ha当たり3点以上測定
		基盤整備 田面整地	基準高、均平度	10耕区または端数ごとに1耕区抽 出し、10a当たり3点以上測定す る。 ただし、基準高の表示がない場合 は、田面平均高で判定。
		畦畔工	高さ、幅	施工延長2,000mにつき1箇所以上 測定
		道路工(砂利 道)	基準高、厚さ、幅、施工延長	基準高、厚さ、幅について幹線道 路は、施工延長500mにつき1箇所 以上測定。支線道路は、施工延長 2,000mにつき1箇所以上測定
	暗渠排水	吸水渠	布設深、間隔、施工延長	布設深、間隔については10本につ き、1本の割合で次により測定。 上、下流端2箇所、ただし、1本 の布設長が、100m以上の時は、中 間点を加えた2箇所測定
		集水渠	布設深、施工延長	布設芯については、施工延長500m につき1箇所以上測定
	畑地かんがい	管水路(園内 幹・支線水路)	埋設深、延長	布設深については、施工延長500m につき1箇所以上測定
		管水路(散水 路)	埋設深、延長	施工延長500m~600mに1箇所以 上測定ただし、500m未満は2箇所
		スプリンクラー	ライザー高、吐出圧	10ブロックに1ブロックを選び2~3箇所

治山林道	道路工（砂利道）	基準高、幅、測点間、距離、法長	施工延長 200mにつき 1 箇所以上 延長 200m以下のものは 2 箇所以上
	丸太積土留工	高さ、長さ	施工延長 50mにつき 1 箇所以上 延長 50m以下のものは 2 箇所以上
	さく工	高さ、長さ	施工延長 50mにつき 1 箇所以上 延長 50m以下のものは 2 箇所以上
	筋工	幅、長さ	施工延長 50mにつき 1 箇所以上 延長 50m以下のものは 2 箇所以上
	植栽工（小苗木） （中・大苗木）	活着率	樹種毎に適宜
	本数調整伐	伐採率	施工面積 5ha につき 1 箇所以上 面積 5ha 未満のものは 2 箇所以上
	枝落し	高さ	施工面積 5ha につき 1 箇所以上 面積 5ha 未満のものは 2 箇所以上
	下刈	刈払い状況	施工面積 5ha につき 1 箇所以上 面積 5ha 未満のものは 2 箇所以上

- 備考 (1) 検査は、実地において行うことを原則とするが、特別の事由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明等により、検査をすることができる。
- (2) 施工延長とは、施工延べ延長をいう。

別表第3 品質検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 方 法	
共 通	材料	品質及び形状は、設計図書等と対比して適切か	観察または品質証明書により検査する。 場合により実測する。	
	基礎工	支持力は、設計図書等と対比して適切か 基礎工の位置、上部との接合等は適切か	主に施工管理記録及び観察により検査する。 場合により実測する。	
	土工	土質、岩質は、設計図書等と一致しているか 支持力又は密度は、設計図書と対比して適切か		
	鉄筋・無筋コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策等は、設計図書と対比して適切か	主要工作物では、テストハンマーによる強度推定調査、ひび割れ調査等の施工後調査で確認する。	
	構造物の機能	構造物又は付属設備等の性能は設計図書と対比して適切か	主に実際に操作し検査する。	
道 路	舗 装	路盤工	路盤材料の合成粒度は、設計図書と対比して適切か 支持力又は締固め密度は、設計図書と対比して適切か	主に施工管理記録及び観察により検査する。 場合により実測する。
		アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗装温度は設計図書と対比して適切か	主に既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する。 場合により実測する。

●中間検査について

大洲市工事検査規程

第 18 条（中間検査）

- ◆中間検査は工事施工の途中において、市長が必要と認めた場合に、適宜行うことができる。

中間検査の実施と理由

- ◆中間検査では、中間検査に関連するすべての資料が必要。
- ◇完成検査における出来形の実施検査は、原則として「工事検査技術マニュアル」に示された検査密度で検査するよう定められている。
（完成検査時埋め戻しあるいは上部構造物施工済み等により、構造物を検測できないときは、中間検査を実施し、マニュアルに沿った検測を行っておく必要がある。

○重要構造物の中間検査

☆現地検査

- ・完成検査時に海中あるいは埋め戻し後となり検査しがたい状況となるとき。
- ・基礎工事完了時で引き続き上部工が実施される時。
- ・検査時に仮設足場が必要で足場解体に長期間必要とし、工期内で足場解体ができないとき。

事 例

- ・港湾工事等のブロック製作据付工事におけるブロック等製作完了時。
- ・道路、港湾等基礎工事で上部工が実施される時。
- ・重要構造物で埋め戻し前の橋梁下部工、橋脚補強【補修】工完了の時。

☆工場検査

- ・完成検査時は、海中あるいは、仮設足場が必要で足場解体に日数を要するとき。
- ・シミュレーションが困難な橋梁形式での工場検査を行うとき。
- ・機械設備等で各種機能検査が現地では実施しがたいとき。
（現地に検査器具を設置しがたいとき。）

事 例

- ・鋼橋製作における工場仮組み立て完了の時。
- ・港湾工事等の浮き桟橋、渡り橋等工場製作完了の時。
- ・取水堰扉体、トンネルジェットファン等の機械設備

○部分使用に伴う中間検査

共通仕様書 1-1-22 （部分使用）

受注者は、発注者が契約書（約款）第 33 条の規定に基づく当該工事に関する

部分使用を行う場合には中間検査を受けるものとする。

- ・工事完成前に部分使用により供用開始を行うとき。

事 例

- ・迂回路として施工した仮設道路
- ・供用開始に必要な部分使用
- ・新たな道路区となった区間の域暫定供用開始前

○同一現場に2工事以上発注時の中間検査（確認検査）

先行工事完成検査後に後追い工事施工が基本であるが

- ・先行工事と後追い工事の輻輳による工程管理上、手持ち工事の排除
- ・後追い工事と先行工事の間に施工責任を明確にする。
- ・後追い工事施工後では先行工事の確認ができない

☆中間検査の実施

- ・重要構造物において、完成検査前に後追い工事の施工が生じるとき。

事 例

- ・橋梁工下部工事において、上部工事着手前に下部工事の中間検査
- ・砂防ダムなど鉛直方向の分割発注時、先行工事完了後の中間検査

☆確認検査の実施

- ・中間検査として扱うには、工種、施工（検査）規模等小さく、成績評定をするには、不向きであり、確認検査として取り扱う。

事 例

請負工事の中の一部工種が該当するとき次のもの

- ・急傾斜工事等で鉄筋挿入完了後擁壁【後追い工事】の施工前
- ・道路改良工事における一般土木と舗装工事での舗装工事前の路盤検査
- ・法面工事における一般土木切土完了時での法面工事施工前

そ の 他

○中間検査、確認検査の必要なときは、工事検査官に連絡のこと。検査者は、基本的に工事検査官とするが、状況により委託検査員、工事担当課長又は工事担当課長が指名した職員が実施する。

実施状況の検査（工事検査技術マニュアル）

① 契約の履行状況の検査

大洲市

種別	適用	検査項目	検査留意事項	検査書類・方法	
契約約款	第10条	現場代理人及び主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> 主任技術者の資格 監理技術者の資格 	履歴書・資格者証の写し	
共通仕様書 H22.8	1-1-3	設計図書の照査	<ul style="list-style-type: none"> 照査体制、照査内容、照査結果 		
	1-1-4	工程表及び施工計画書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 工程表の監督員への提出（14日以内） 施工計画記載事項（500万未満省略可） 		
	1-1-5	工事カルテの作成及び登録	<ul style="list-style-type: none"> 工事請負代金額が500万円以上の工事を対象に、契約後10日以内にJACICへ登録 	工事カルテの受領書写し	
	1-1-7	工事用地等の使用	<ul style="list-style-type: none"> 工事用地の復旧状況 		
	1-1-8	工事の着手	<ul style="list-style-type: none"> 工事開始日後30日以内着手 		
	1-1-9	工事の下請負	<ul style="list-style-type: none"> 下請負要件の確認 	下請負通知	
	1-1-10	施工体制台帳	<ul style="list-style-type: none"> 施工体制台帳、施工体系図の提出（下請契約の額3000万円以上） 	施工体制台帳（下請契約台帳、再下請契約届け、施工体系図）	
	1-1-13	工事の一時中止	<ul style="list-style-type: none"> 一時中止理由、書面通知 		
	1-1-15	工期変更	<ul style="list-style-type: none"> 書面通知 		
	1-1-16	支給材料及び貸与品	<ul style="list-style-type: none"> 支給材料及び貸与品の要求書の監督員への提出（14日前まで） 書面通知 		
	1-1-17	工事現場発生品	<ul style="list-style-type: none"> 現場発生品調書の監督員への提出 建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用 	現場発生品調書 再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画調書 産業廃棄物処理計画書マニフェスト	
	1-1-19	監督員による検査及び立会等	<ul style="list-style-type: none"> 立会願、段階確認書の監督員への提出 設計図書及び監督員の指示した工種の施工段階における段階確認の適正な実施 	段階確認資料	
	1-1-20	数量の算出	<ul style="list-style-type: none"> 出来形数量の算出及び監督員への提出 		
	1-1-19	工事完成検査	<ul style="list-style-type: none"> 工事完成届けの提出 	工事完成届	
	1-1-20	既成部分検査	<ul style="list-style-type: none"> 既成部分検査請求書の提出 	既成部分検査請求書 出来形部分の確認資料（出来形展開図等）	
	1-1-23	施工管理	<ul style="list-style-type: none"> 施工管理記録及び関係書類の提出 	施工管理資料	
	1-1-24	履行報告	<ul style="list-style-type: none"> 工事履行報告書の監督員への提出 	工事履行報告書	
	1-1-26	工事中の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 安全に関する研修訓練等の実施計画及び実施状況写真等資料の提出 	実施計画 写真、実施報告書	
	1-1-27	爆発及び火災の防止	<ul style="list-style-type: none"> 使用前に仕様計画書の監督員への提出 	使用計画書	
	1-1-29	事故報告書	<ul style="list-style-type: none"> 監督員への通報及び事故報告書の提出 	事故報告書	
	1-1-30	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> 環境への影響の予知又は発生の場合の監督員への報告 		
	1-1-31	文化財の保護	<ul style="list-style-type: none"> 文化財発見時の監督員への報告 		
	1-1-32	交通安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 指定された工事用道路の計画書の監督員への提出 	計画書	
1-1-36	官公庁等への手続	<ul style="list-style-type: none"> 官公庁への届出に当たっての監督員への事前報告 地域住民等との交渉内容の文書確認及び監督員への報告 			
1-1-37	施工時期及び施工時間の変更	<ul style="list-style-type: none"> 施工時期、施工時期を変更する際の理由書及び監督員の承諾 			
1-1-39	天災及びその他の不可抗力による損害	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の報告 	損害の発生について		
1-1-41	保険の付保及び事故の補償	<ul style="list-style-type: none"> 建設業退職共済組合への加入義務 	掛金出納書 証紙貼付報告書		

②工事実施状況の検査

大洲市

検査項目	検査留意事項	検査方法	
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> 計画工程と実施工程との整合 変更指示一時中止等による適切な工程の見直し 工程回復努力 	実施工程表	
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 安全訓練の実施状況 工事関係者連絡協議会の活動状況 過積載運行防止指導状況及び過積載車両に対する処理結果 交通整理員及び安全施設配置状況 	活動状況写真、ビデオ、議事録、指導状況、写真	・施工計画記載事
使用材料	<ul style="list-style-type: none"> 試験成績が規格を満足 適正な試験機関での実施 製品のカタログ、パンフレットの添付 		
施工状況	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画どおりの施工方法 	写真	
施工管理	<ul style="list-style-type: none"> 適正な立会頻度 社内検査実施状況、結果及び改善処置結果 	写真、関係資料	
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の対応努力 	写真、関係資料	
環境対策	<ul style="list-style-type: none"> 振動・騒音・塵埃・水質汚濁対策の適切な処置 苦情に対する適切な処理 建設廃棄物の適切な処理 再生資源の適切な処置 	マニフェスト、写真	
現場作業環境	<ul style="list-style-type: none"> 現場事務所、作業現場及び現場周辺の美装化の積極的实施 地域周辺事業への積極的な参加 	写真、臨場	
書類管理	<ul style="list-style-type: none"> 指示、承諾、協議等の適切な処置（区分、内容、時期等） 管理手法、整理手法の的確性・創意工夫 簡易型総合評価落札方式の工事は、施工計画書の履行報告 	監督員の履行結果の確認	

種別	記載項目	検査留意事項	備考	
施工計画書	工事概要			
	工事現場の組織	・現場代理人、主任（監理）技術者、各管理担当（工程、出来形、品質、機械、安全管理等）が適切に配置されているか		
	安全管理	・安全訓練実施計画は適切か（月半日以上） ・工事関係者連絡協議会が組織されているか（隣接及び同一場所に別途工事がある場合）	・施工計画記載	
	主要機械	・設計図書により指定された建設機械に適合しているか		
	主要資材	・品名、企画及び確認方法が適切か		
	施工方法	・設計図書に指定された工法となっているか		
	施工管理計画	・出来形、品質、写真管理の管理項目、基準方法、処置は適切か ・独自の管理基準を設定しているか		
	緊急時の体制及び対応	・緊急時の連絡体制は適切か ・緊急時の対応組織及び緊急用資材の確保体制は適切か		
	交通管理	・過積載による違法運行の防止体制及び過積載車両に対する処置方法は適切か ・交通整理人配置計画は適切か ・現道工事における安全施設配置は、適切か ・工事用資材及び機械などの輸送計画は適切か		
	環境対策	・振動・騒音・塵埃・水質汚濁対策は適切か ・周辺住民への対応及び苦情処理計画は適切か		
	現場環境	・現場事務所、作業宿舎、休憩所、作業現場及び現場周辺の美装化計画は適切か ・地域周辺事業への積極的参加		
	再生資源の利用の促進	・建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用が図られているか		
	その他	・必要に応じ		